町の防災組織活動費補助金交付要綱

制 定 平成 18 年 4 月 1 日 総危第 10398 号(局長決裁) 最近改正 平成 25 年 6 月 7 日 総危管第 2 7 5 号(局長決裁)

(目 的)

- 第1条 この要綱は、町の防災組織が行う災害防止に係る自主的活動を支援するため、町の防 災組織活動費補助金(以下「補助金」という。)を交付する際の必要な事項を定める。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則 第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところに よる。

(定 義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 自治会・町内会等 町の防災組織を結成した自治会・町内会又はこれに準ずる団体をいう。
 - (2) 町の防災組織

大地震等の災害の防止、軽減、予防のため、自治会・町内会及び共同住宅の管理組合等(以下「自治会・町内会等」という。)を単位として自主的に設置運営される防災組織(当該自治会・町内会等が認めた場合は、訓練等に参画する当該自治会・町内会等に加入していない世帯を含む。)をいう。

(3) 活動範囲

町の防災組織が、当該自治会・町内会の区域及びその周辺区域において、災害防止に 係る自主的活動や、災害情報の共有などを積極的に行う範囲をいう。

(交付方法)

- 第3条 この要綱に基づく補助金は予算の範囲内で交付することとする。
- 2 自治会・町内会等に対する補助金は、予算を総務局から各区へ配布し、区から各団体へ交付するものとする。
- 3 この要綱に基づく補助金の各団体への支出は、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜 市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号に基づき、前金払いとすることができ る。

(交付申請及び交付要件)

- 第4条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする自治会・町内会等は、町の防災組織活動費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付し、区長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち、第1号及び第2号については、地域活動推進費補助金交付要綱(平成18年3月30日市協地第10171号(副市長決裁)以下「推進費補助要綱」という。)第5条第1号及び第2号に規定する書類を既に提出しており、本事業の事業計画及び収支予算を確認できる場合、第3号については、初回の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略させることができる。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

- (3) 団体の規約
- (4) その他区長が必要とする書類
- 2 補助金規則第5条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出期日は毎年 6月末日とする。
- 3 補助金は、自治会・町内会等が、当該年度の4月1日から3月31日までの間に行う、防災 訓練、防災資機材等の購入、その他運営のための会合等の防災活動に対して交付する。

(交付金額の算定基準)

- 第5条 交付金額の算定基準は、自治会・町内会等に加入する世帯数と、訓練等防災活動に参加する当該自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数とし、当該年度の4月1日を基準日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、算定基準世帯数は、区確認世帯数を上限とする。
- 3 前項の区確認世帯数は、当該自治会・町内会等が構成される区域における広報よこはま 4 月号の配布部数とする。

(交付金額)

第6条 交付金額は、前条の算定基準に基づく世帯数に、160円を乗じたものを上限とする。

(交付の決定)

- 第7条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、町の防災組織活動費補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。
- 3 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、町の防 災組織活動費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

- 第8条 区長は補助金交付を決定した自治会町内会等が次のいずれかに該当するときは、交付 決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、町の防災組織活動費補助金交付 決定取消通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。
 - (1) この要綱又は交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

(活動の中止及び申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた自治会・町内会等は、活動の中止及び補助申請の取下げを する場合には、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた自治会・町内会等は、区長に対して、町の防災組織活動 費補助金請求書(第5号様式。以下「請求書」という。)を提出しなければならない。 2 区長は、請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(支出方法)

- 第11条 この要綱に基づく補助金の各自治会・町内会等への支出は、補助金規則第17条の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 補助金は、原則として、自治会・町内会等の取引銀行の預金口座に振り込むものとする。

(実績報告)

- 第12 条 補助金の交付を受けた自治会・町内会等は、活動を完了した後、区長が指定する期日までに町の防災組織活動費補助金実績報告書(第6号様式)に次の書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち、第1号及び第2号については、推進費補助要綱第10条第1号及び第2号を既に提出しており、本事業の収支決算及び事業実績が確認できる場合は、添付を省略させることができる。
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証明する書類又はその写し(1件の金額が100,000円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。)
 - (4) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
 - (5) その他区長が必要とする書類

(書類の整理及び保存)

第13 条 補助金の交付を受けた自治会・町内会等は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収証等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補助金の額の確定)

第14 条 区長は、活動実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、 町の防災組織活動費補助金額確定通知書(第7号様式)により活動実績報告書を提出した自 治会・町内会等に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15 条 区長は、補助金の額が決定した場合において、交付した補助金に余剰金があると認められる場合は、町の防災組織活動費補助金返還請求書(第8号様式)をもって、補助金を交付した自治会・町内会等に対して余剰金の返還を求めるものとする。
- 2 返還金の納付が確認できない場合は、同自治会・町内会等に対して交付すべき町の防災組 織活動費補助金の交付を一時停止するものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市町の防災組織活動費補助金交付要綱の規定は、この要綱の 施行の日以後の交付申請について適用し、同日前の交付申請については、なお従前の例によ る。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

なお第14条及び第15条の規定については、平成23年度の補助金に係る事務から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日前に交付された補助金に係る実績報告(第12条関係)、補助金額の確定 (第14条関係)及び補助金の返還(第15条関係)については、これらの規定のうち「区長」を「市長」 と読み替えて適用するものとする。